

平成二十五年十一月十九日受領
答 弁 第 六 三 号

内閣衆質一八五第六三号

平成二十五年十一月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出「竹島の日」に対する安倍晋三内閣の認識等に関する質問に対する答弁書
一について

お尋ねの「北方領土の日」は、昭和五十五年十一月二十八日の衆議院及び参議院における北方領土問題等の解決促進に関する決議等を受け、北方領土問題に対する国民の関心と理解を更に深め、全国的な北方領土返還運動の一層の推進を図るために、昭和五十六年一月六日の閣議了解により、毎年二月七日を期日として定めたものである。

また、毎年同日には北方領土返還要求全国大会（以下「大会」という。）が開催されており、内閣府は、大会を主催する大会実行委員会の構成団体として、当該行事の実施に必要な業務を行っているところである。

さらに、同日に北海道根室市で開催される「北方領土の日」根室管内住民大会のほか、全国各地で開催される各種式典等に対して、内閣府において後援名義の使用を承認しているところである。

二及び三について

北方領土問題と竹島問題についての政府の取組については、それぞれの領土問題をめぐる経緯及び状況

等が異なることから、これらを単純に比較することは困難であるが、政府としては、お尋ねの「竹島の日」への対応も、諸般の情勢を踏まえて、適切に対応してまいりたい。